

第1回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会次第

日時 平成29年7月9日（日）管理委員会終了後～

場所 直島町総合福祉センター

I 開会

II 委員紹介

III 委員長・副委員長の選任

IV 審議・報告事項

- 1 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会及び関連検討会の構成と活動内容（審議）
- 2 平成29年度の委員会及び関連検討会が関与する事業の概要（審議）
- 3 平成29年度の委員会及び関連検討会の開催時期と主な審議・報告事項（審議）

V 閉会

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会及び関連検討会の構成と活動内容

「豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会」並びにその内部組織として設置する「豊島処分地地下水・雨水等対策検討会」及び「豊島事業関連施設の撤去等検討会」について、第 46 回豊島廃棄物等管理委員会（H29.7.9 開催）で了承された設置要綱は、別紙 1～別紙 3 のとおりである。

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会は、地下水及び雨水の管理及び対策、中間処理施設及び豊島内施設の管理並びに施設撤去に係る計画の策定及び実施、さらに各種の試験、計測、モニタリング等に係わる次の事項について指導、助言、評価等を行う。

【豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の対応事項】

- (1) 事業の全体計画及び年度計画の策定及び改訂
- (2) 事業の進捗状況の確認
- (3) 豊島処分地の地下水及び雨水の管理と対策等
- (4) 中間処理施設及び豊島内施設の管理並びに施設撤去に係る計画の策定及び実施等（海上並びに陸上輸送の管理を含む）
- (5) 豊島処分地の管理
- (6) 溶融スラグの品質管理及び溶融スラグを使用したコンクリート構造物の経年変化の確認
- (7) 事業に係る各種の試験、環境計測及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
- (8) 事業の進捗に伴って実施する各種工事の施工計画の策定、管理及び完了確認
- (9) 各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
- (10) 異常時等の対応
- (11) その他必要な事項

また、その内部組織として設置する検討会は、フォローアップ委員会の所掌事務のうち、次の事項について、指導、助言及び評価等を行うとともに、フォローアップ委員会の諮問に応じて審議を行い、その結果をフォローアップ委員会に答申する。

【豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の対応事項】

- (1) 豊島処分地の地下水及び雨水の管理と対策等
- (2) 上記(1)に係る各種の試験、環境計測及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
- (3) 上記(1)に係る各種工事の施工計画の策定、管理及び完了確認
- (4) 上記(1)に係る各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
- (5) 上記(1)に係る異常時等の対応
- (6) その他必要な事項

【豊島事業関連施設の撤去等検討会の対応事項】

- (1) 中間処理施設及び豊島内施設並びに豊島処分地の管理
- (2) 同上施設の施設撤去に係る計画の策定及び実施等（海上並びに陸上輸送の管理を含む）
- (3) 上記(1)及び(2)に係る各種の試験、環境計測及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
- (4) 上記(1)及び(2)に係る各種工事の施工計画の策定、管理及び完了確認
- (5) 上記(1)及び(2)に係る各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
- (6) 上記(1)及び(2)に係る異常時等の対応
- (7) その他必要な事項

平成 29 年 7 月 9 日

「豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会」設置要綱

(設置)

第 1 条 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業(以下「事業」という。)の実施にあたり、廃棄物等の豊島からの搬出終了後の地下水及び雨水の管理及び対策、中間処理施設及び豊島内施設の管理並びに施設撤去に係る計画の策定及び実施、さらに各種の試験、計測、モニタリング等において、指導、助言、評価等を得るため、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、地下水及び雨水の管理及び対策、中間処理施設及び豊島内施設の管理並びに施設撤去に係る計画の策定及び実施、さらに各種の試験、計測、モニタリング等に係わる下記の事項について指導、助言、評価等を行うとともに、必要に応じて豊島廃棄物等管理委員会での決定事項の見直しを行い、その結果を知事に報告する。

- (1) 事業の全体計画及び年度計画の策定及び改訂
- (2) 事業の進捗状況の確認
- (3) 豊島処分地の地下水及び雨水の管理と対策等
- (4) 中間処理施設及び豊島内施設の管理並びに施設撤去に係る計画の策定及び実施等(海上並びに陸上輸送の管理を含む)
- (5) 豊島処分地の管理
- (6) 溶融スラグの品質管理及び溶融スラグを使用したコンクリート構造物の経年変化の確認
- (7) 事業に係る各種の試験、環境計測及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
- (8) 事業の進捗に伴って実施する各種工事の施工計画の策定、管理及び完了確認
- (9) 各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
- (10) 異常時等の対応
- (11) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

第4条 委員会は、第2条各号に掲げる事項のうち必要と認めるものについて指導、助言及び評価等を行わせるために、委員会の内部に検討会を設置できる。

2 検討会は、委員又は技術アドバイザーで組織する。

3 検討会が、その分掌事務に属する事項について審議を要請したときは、委員会は、当該事項に関する審議を行い、検討会からの要請に応えなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、毎年2回以上開催するものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、第8条に規定する委員以外の技術アドバイザーに対し、委員会へ出席し、審議、検討に参加するよう求めることができる。

(会議の傍聴)

第7条 調停条項7項の規定に基づき設置する豊島廃棄物処理協議会の会長及び会長代理、環境のまち・直島推進委員会の委員長及び副委員長並びに土庄町豊島及び直島町のそれぞれの代表者は、委員会の会議を傍聴するとともに、意見を述べることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開する。

第9条 委員会の会議において審議のうえ了承された事項については、公開する。

(技術アドバイザー)

第10条 特定の専門分野や急を要する事態への対処等に当たって指導、助言等を得るため、必要と認められる場合に技術アドバイザーを置く。

2 技術アドバイザーは、委員以外で学識経験を有する者のうちから、知事が委員長と協議して委嘱する。

(通知)

第11条 技術アドバイザーへの報告、相談及び技術アドバイザーからの指導、助言等については、速やかにその内容を委員会、土庄町豊島の代表者及び直島町に通知する。

(守秘義務)

第12条 委員及び技術アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬等)

第13条 委員及び技術アドバイザーの報酬及び費用弁償は、附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)別表第1号に規定する香川県産業廃棄物審議会委員の報酬及び費用弁償に準じて、支給する。ただし、特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、環境森林部廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月9日から施行する。

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員及び技術アドバイザー 候補者名簿（案）

（任期：平成32年3月31日まで）

氏 名	所 属 及 び 職 名	フォローアップ委員会	
		委 員	技 術 ア ド バ イ ザ ー
永田 勝也	早稲田大学 名誉教授	○	
武田 信生	京都大学 名誉教授	○	
岡市 友利	香川大学 名誉教授	○	
河原 長美	岡山大学 名誉教授	○	
堺 孝司	日本サステイナビリティ研究所 代表	○	
鈴木 三郎	神戸大学 名誉教授	○	
高月 紘	京エコロジーセンター 館長	○	
中杉 修身	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康研究センター 客員研究員	○	
松島 学	香川大学 工学部安全システム建設工学科 教授	○	
猪熊 明	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会 顧問		○
嘉門 雅史	京都大学 名誉教授		○
河原 能久	広島大学 大学院工学研究科 教授		○
須那 滋	香川県立保健医療大学大学院 特任教授		○
田中 勝	岡山大学 名誉教授		○
富田 栄二	岡山大学 大学院自然科学研究科 教授		○
長谷川 修一	香川大学 工学部安全システム建設工学科 教授		○
平田 健正	放送大学和歌山学習センター 所長		○
宮本 慎宏	香川大学 工学部安全システム建設工学科 准教授		○
門谷 茂	北海道大学 大学院水産科学研究院 教授		○
山中 稔	香川大学 工学部安全システム建設工学科 教授		○
横瀬 廣司	香川大学 名誉教授		○

「豊島処分地地下水・雨水等対策検討会」設置要綱

(目的)

第1条 豊島処分地の地下水及び雨水の管理及び対策、水処理の実施等について検討するため、「豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会」(以下「フォローアップ委員会」という。)の内部組織として、「豊島処分地地下水・雨水等対策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、フォローアップ委員会の所掌事務のうち、次の各号に掲げる事項について、指導、助言及び評価等を行うとともに、フォローアップ委員会の諮問に応じて審議を行い、その結果をフォローアップ委員会に答申する。

- (1) 豊島処分地の地下水及び雨水の管理と対策等
- (2) 上記(1)に係る各種の試験、環境計測及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
- (3) 上記(1)に係る各種工事の施工計画の策定、管理及び完了確認
- (4) 上記(1)に係る各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
- (5) 上記(1)に係る異常時等の対応
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 座長は、別表に掲げる者の互選により定める。
- 3 座長は、現場関係者の出席を求めるほか、必要に応じ、別表に掲げる者以外の者を検討会に参加させることができる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 検討会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、フォローアップ委員会の委員長に対し、フォローアップ委員会で第2条各号に掲げる事項を審議するよう要請することができる。

(傍聴)

第5条 豊島廃棄物処理協議会の会長及び会長代理、環境のまち・直島推進委員会の委員長及び副委員長並びに土庄町豊島及び直島町のそれぞれの代表者は、検討会の会議を傍聴するとともに、意見を述べることができる。

(会議の公開)

第6条 検討会の会議は、原則として公開する。

第7条 検討会の会議において審議のうえ了承された事項については、公開する。

(報酬等)

第8条 別表に掲げる者の報酬及び費用弁償は、附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)別表第2に規定する香川県産業廃棄物審議会委員の報酬及び費用弁償に準じて支給する。ただし、特別な事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、環境森林部廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会並びにフォローアップ委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月9日から施行する。

(別表)

豊島処分地地下水・雨水等対策検討会委員名簿

氏 名	所 属 及 び 職 名
河 原 長 美	岡山大学名誉教授
中 杉 修 身	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康研究センター 客員研究員
嘉 門 雅 史	京都大学名誉教授
河 原 能 久	広島大学大学院工学研究院教授
平 田 健 正	放送大学和歌山学習センター所長

「豊島事業関連施設の撤去等検討会」設置要綱

(目的)

第1条 中間処理施設及び豊島内施設の管理並びに施設撤去に係る計画の策定及び実施に関する検討のため豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下「フォローアップ委員会」という。）の内部組織として、「豊島事業関連施設の撤去等検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、フォローアップ委員会の所掌事務のうち、次の各号に掲げる事項について、指導、助言及び評価等を行うとともに、フォローアップ委員会の諮問に応じて審議を行い、その結果をフォローアップ委員会に答申する。

- (1) 中間処理施設及び豊島内施設並びに豊島処分地の管理
- (2) 同上施設の施設撤去に係る計画の策定及び実施等（海上並びに陸上輸送の管理を含む）
- (3) 上記(1)及び(2)に係る各種の試験、環境計測及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
- (4) 上記(1)及び(2)に係る各種工事の施工計画の策定、管理及び完了確認
- (5) 上記(1)及び(2)に係る各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
- (6) 上記(1)及び(2)に係る異常時等の対応
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 座長は、別表に掲げる者の互選により定める。

3 座長は、現場関係者の出席を求めるほか、必要に応じ、別表に掲げる者以外の者を検討会に参加させることができる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

2 検討会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

3 座長は、必要があると認めるときは、フォローアップ委員会の委員長に対し、フォローアップ委員会で第2条各号に掲げる事項を審議するよう要請することができる。

(傍聴)

第5条 豊島廃棄物処理協議会の会長及び会長代理、環境のまち・直島推進委員会の委員長及び副委員長並びに土庄町豊島及び直島町のそれぞれの代表者は、検討会の会議を傍聴するとともに、意見を述べることができる。

(会議の公開)

第6条 検討会の会議は、原則として公開する。

第7条 検討会の会議において審議のうえ了承された事項については、公開する。

(報酬等)

第8条 別表に掲げる者の報酬及び費用弁償は、附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）別表第2に規定する香川県産業廃棄物審議会委員の報酬及び費用弁償に準じて支給する。ただし、特別な事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、環境森林部廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会並びにフォローアップ委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月9日から施行する。

(別表)

豊島事業関連施設の撤去検討会委員名簿

氏 名	所 属 及 び 職 名
永田勝也	早稲田大学名誉教授
武田信生	京都大学名誉教授
鈴木三郎	神戸大学名誉教授
須那 滋	香川県立保健医療大学大学院 特任教授
高月 紘	京エコロジーセンター館長 京都大学名誉教授
松島 学	香川大学 工学部安全システム建設工学科 教授

平成 29 年度の委員会及び関連検討会が関与する事業の概要

1 概要

「豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会」並びにその内部組織として設置する「豊島処分地地下水・雨水等対策検討会」及び「豊島事業関連施設の撤去等検討会」が関与する事業の内容を整理した。

2 平成 29 年度事業の概要と工程

平成 29 年度の 7 月以降は、地下水の浄化や、豊島及び直島の施設等の撤去を行うほか、スラグステーションで保管している溶融スラグ等の有効利用を行う。

平成 29 年度に実施する主な事項の現況と今後の進め方は次のとおりである。

①豊島処分地の地下水浄化

地下水の汚染状況を把握するために平成 27 年度から実施していた概況調査については、平成 28 年度までに全ての対象区画で調査を概ね完了しており、概況調査で排水基準値を上回っていた区画においては詳細調査を行い、浄化が必要な範囲を絞り込んだうえで効果的な対策を検討する。

また、現在の処分地は多数のつぼ掘りが残されており、現状のままでは地下水対策等が実施できないことから、切盛土工を行うとともに、地下水対策を実施するための揚水設備の設置等を行う。さらに、これまで揚水浄化を行っているものの十分な効果が得られていない D 測線西側では集水井を追加設置して浄化効果を把握する。

②豊島及び直島の施設等の撤去

豊島及び直島の施設及び関連設備等については、豊島廃棄物等やその燃焼に伴って発生したばいじん等が堆積した状態となっており、十分な除去・除染を行ったうえで解体・撤去・払出し等を実施する必要がある。(直島の一部の施設は有効利用を予定)

撤去等に関する基本方針、基本計画、ガイドライン・マニュアルを作成し、豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会です承されている。

豊島、直島とも、今後、堆積物の除去・除染作業を開始し、豊島の中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設については、平成 29 年度中に撤去工事が完了する予定である。

③副成物の有効利用

製砂スラグについては、高松スラグステーション等に、平成 29 年 6 月末時点で約 56,000 トンを保管しており、引き続き、土木用材料として公共工事等で有効利用していく。

また、直島環境センターでは、粗大スラグを約 8,100 トン、仮置土を約 2,600 トン保管しており、平成 29 年度中には、三菱マテリアル(株)九州工場でのセメント原料化処理が完了できる見込みである。

3 今後実施する工事等

今後の主な工事等の概要は別紙 1～3 のとおり、また、主な調査等の概要は別紙 4 のとおりである。

表1 平成29年度の工程 (H29.7.9改訂)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理委員会・フォローアップ委員会の開催		●	管理委員会の開催 ← → 7/9～フォローアップ委員会に移行				●						●
中間処理施設の運転・管理		廃棄物等の処理		除染等廃棄物の処理									
副成物の有効利用							製砂スラグの販売						
							粗大スラグのセメント原料化処理						
環境計測・周辺環境モニタリング		中間処理施設施設稼働中の環境計測					除去・除染作業中の環境計測						
							定期的な周辺環境モニタリング						
高度排水処理施設の運転・管理						高度排水処理施設の運転・管理							
			定期整備				定期整備					定期整備	
地下水・雨水等対策検討会の開催				●		●							
地下水浄化	D測線西側 (揚水浄化実施中)						既設井戸による揚水浄化						
							集水井の設計・設置・揚水浄化						
	D測線西側以外						油混じり水の処理						
							地下水対策を実施するための揚水設備の設置等						
							詳細調査の実施・浄化対象範囲の絞り込み・浄化方法の検討						
豊島事業関連施設の撤去等検討会の開催					●				●				
施設等の撤去	豊島中間保管梱包施設/特殊前処理施設	敷鉄板等の洗浄				施設等の除去・除染		施設等の撤去工事					
	直島中間処理施設					施設等の除去・除染							
	その他の施設 (棧橋、貯留トレンチ、スラグステーション等)					順次、撤去作業を実施							

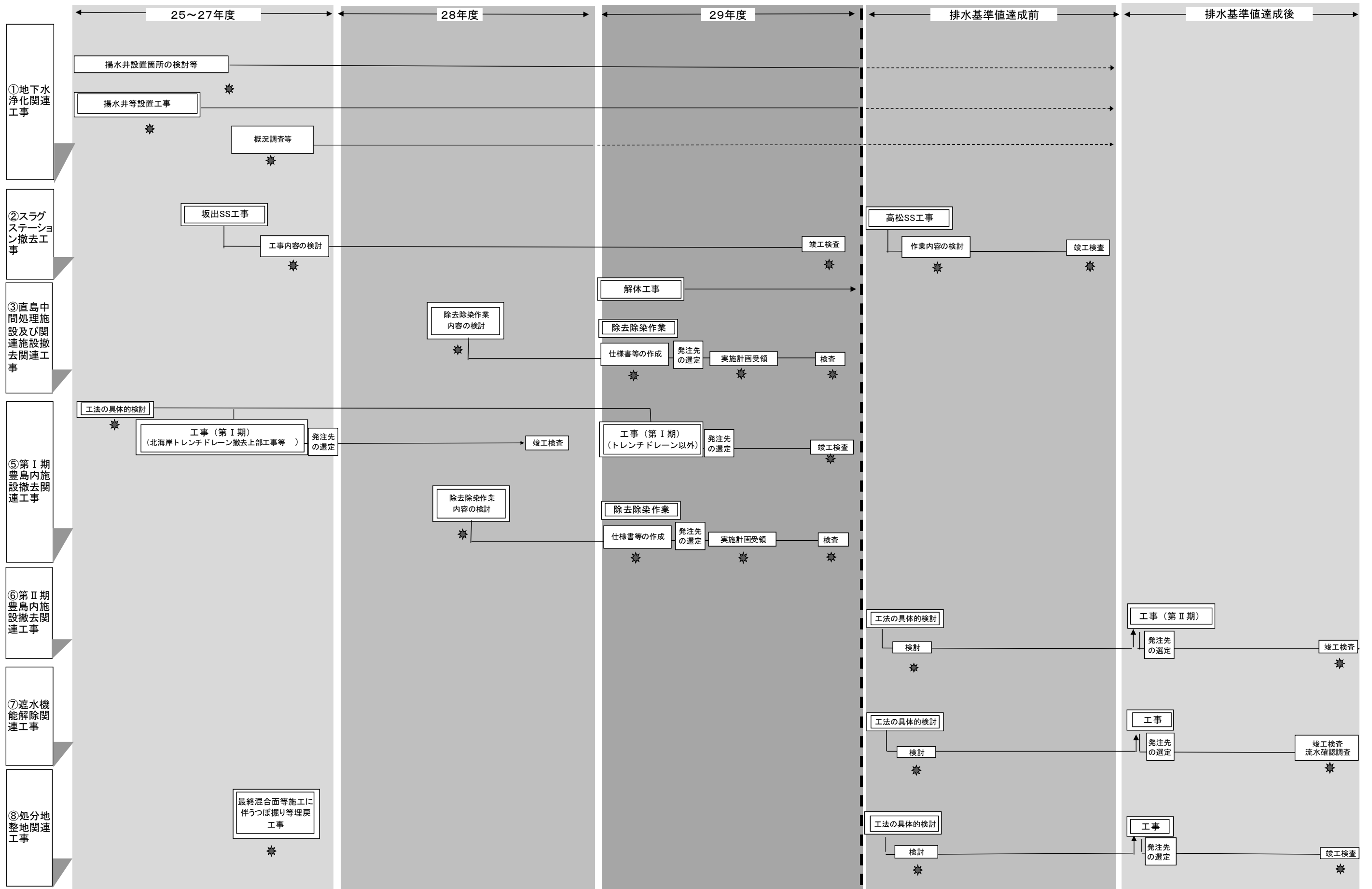
豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の今後の主な工事の概要 (H29.7.9改訂)

区分(施設)	内容	スケジュール	主な工程等	今後の主な取組み	専門家の指導・助言等の時期(※)
①地下水浄化関連工事 (揚水井等)	D測線西側では、これまで揚水井設置工事を行い、浅い層では浄化が進んでいるが、深い層では依然汚染が見られるため、対策を講じていく。また、D測線西側以外では、地下水汚染状況を把握するための概況・詳細調査を踏まえ、浄化対策に取り組むもの。	地下水の概況調査を実施し、排水基準を超過した区画では詳細調査を引き続き実施するとともに、揚水等による、地下水浄化の具体的な検討や対策を進める。	概況・詳細調査等	◆詳細調査の実施	随時実施中
			揚水設備設置工事	◆設置個所の検討等 ◆設置工事	” ”
②スラグステーション撤去工事 (スラグステーション)	高松・坂出のスラグステーションを撤去するもの。	坂出は平成29年度末までに、高松は平成31年度中に撤去を予定。	スラグステーション撤去工事	◆工事内容の検討 ◆竣工検査	高松(30年度以降) —
③直島中間処理施設及び関連施設撤去関連工事	三菱マテリアルと県との基本協定書に基づき、県が直島中間処理施設及び関連施設の一部を撤去するに当たり、除去・除染作業、解体工事を実施するもの。	廃棄物等の処理終了後、速やかに実施する。	除去・除染作業	◆作業内容の検討 ◆仕様書等の作成 ◆発注先の選定 ◆実施計画の受領、検査	28年度中 29年度中 — (検討中)
			解体工事		
④豊島内施設撤去関連工事	豊島内施設の撤去については、「第2次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会」等で、本格対策実施期間後と定められていたが、第38回管理委員会において、処理終了時期が近いと、前倒し出来る撤去は進めることで了承を得たことから、第I期、第II期(想定される撤去対象施設の詳細は別紙3のとおり)に分けて取り組むもの。				
⑤第I期	地下水等浄化対策及び管理施設(処分地内道路等)を除く施設の撤去を行うもの。	北海岸遮水壁沿いの廃棄物等の掘削に伴う北海岸トレンチドレーン上部撤去工事は終了。その他の工事は原則として廃棄物等の搬出終了後、速やかに実施する(棧橋やベルコン等は残るトレンチドレーン搬出方法との関係等を整理し、今後撤去時期等を更に検討する)。	工法の具体的検討	◆方法、期間等の検討	随時実施中
			撤去工事	◆発注先の選定 ◆竣工検査	— 29年度末頃
豊島中間保管・梱包施設及び関連施設撤去工事	存置する目的を達した豊島中間保管・梱包施設、特殊前処理施設及び関連施設の除去・除染作業、解体工事を実施するもの。	廃棄物等の搬出終了後、速やかに実施する。	除去・除染作業	◆作業内容の検討 ◆仕様書等の作成 ◆発注先の選定 ◆実施計画の受領、検査	28年度中 29年度中 — (検討中)
			解体工事		
⑥第II期 (高度排水処理施設等)	第I期以外のすべての施設の撤去を行う。	原則的に地下水等の浄化対策終了後を予定。なお、地下水浄化対策等の進捗状況等を踏まえ、撤去時期・期間や対象施設等の検討を適宜続ける。	工法の具体的検討	◆方法、期間等の検討	(30年度以降)
			撤去工事	◆発注先の選定 ◆竣工検査	— (30年度以降)
⑦遮水機能解除関連工事 (遮水壁等)	調停条項では、「北海岸の土堰堤の保全にかかる施設及び遮水壁とその関連施設は、当該施設を存置する目的が達せられたときは、地下水の遮水機能を解除して、土地の一部になる」こととなっている。調停条項を踏まえた上で、こうした状況を実現するための工事について、豊島廃棄物処理協議会での協議や、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での議論等を経て計画し、実施。	地下水排水基準値達成前。	工法の具体的検討	◆方法、効果、期間等の検討	(30年度以降)
		地下水排水基準値達成後。	遮水機能解除工事	◆発注先の選定 ◆竣工検査・流水確認調査	— (30年度以降)
⑧処分地整地関連工事	調停条項では、「香川県は本件処分地を引渡す場合、(略)本件処分地を海水が浸入しない高さとしたうえで、危険のない状態に整地することとなっている。調停条項を踏まえた上で、こうした状況を実現するための工事について豊島廃棄物処理協議会での協議や、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での議論等を経て計画し、実施。	地下水浄化対策の状況等を踏まえ、整地の仕様等について検討開始するが、基本的には地下水排水基準値達成後に工事を実施。なお、最終混合面等の設置に伴い搬入した土は、整地の一環として埋戻しを行う。	工法の具体的検討	◆方法、期間等の検討	(30年度以降)
			整地工事	◆発注先の選定 ◆竣工検査	— (30年度以降)

※廃棄物等を運搬している車両・船舶等は委託業者所有のため、この表の撤去等の対象とならない。

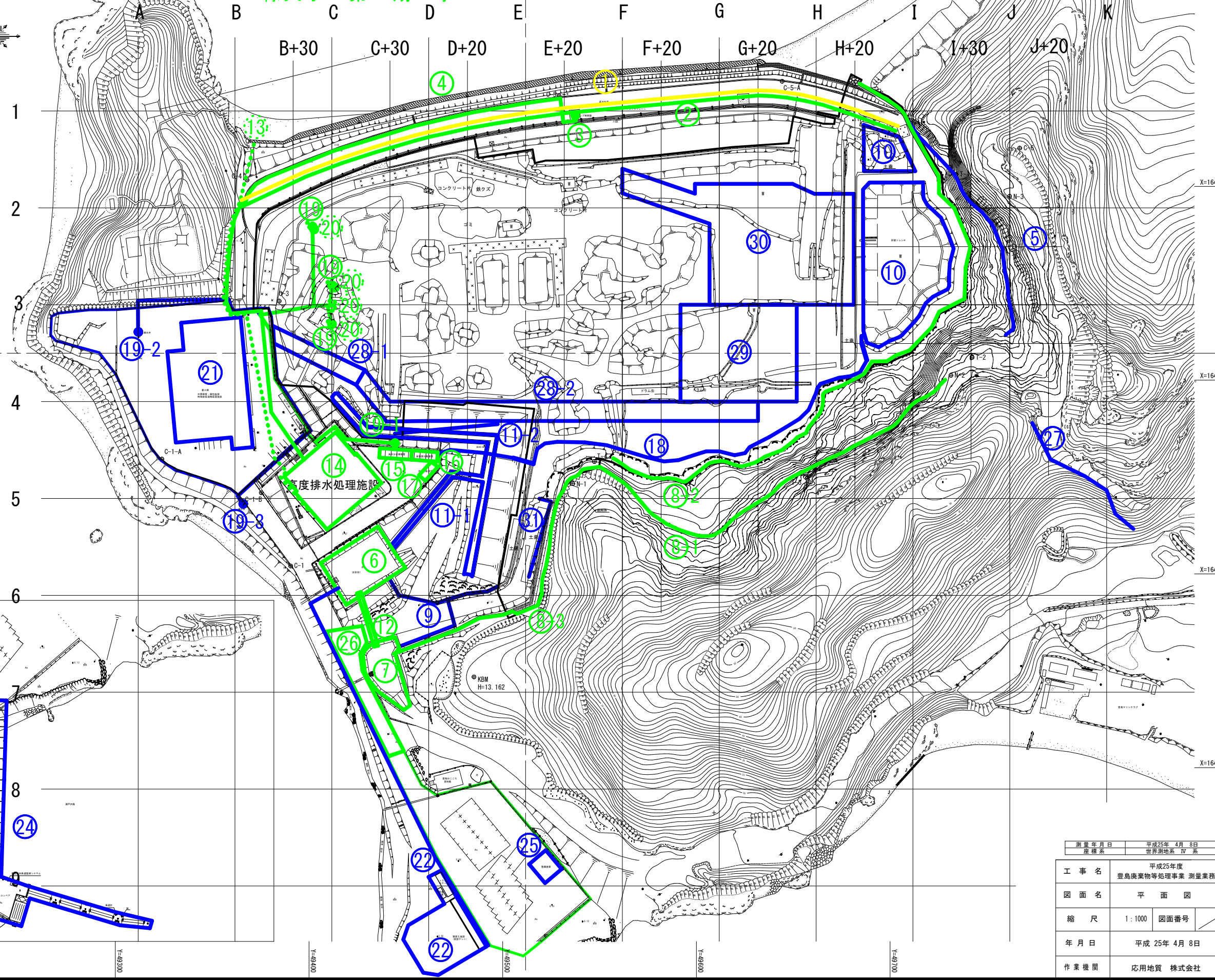
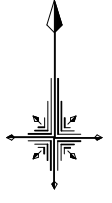
豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の今後の主な工事の概要(改訂版) (入札結果等により各工程の延長等の可能性あり)

★ 現状想定される専門家の指導・助言等が必要な事項



青文字：第Ⅰ期工事
 緑文字：第Ⅱ期工事

1	北海岸遮水壁
2	トレンチドレーン
3	北揚水井
4	送水管(北揚水井~高度排水処理施設)
5	排水路
6	沈砂池1
7	沈砂池2
8-1	外周排水路
8-2	外周排水路
8-3	外周排水路
9	配管
10	貯留トレンチ
11-1	承水路
11-2	承水路下トレンチ
12	連通管
13	送水管(揚水P~高度排水処理施設~北海岸)
14	高度排水処理施設
15	油水分離装置
16	凝集膜分離装置
17	活性炭吸着塔
18	送水管(貯留トレンチ~活性炭吸着塔)
19	揚水井
19-1	西井戸
19-2	A3井戸
19-3	B5井戸
20	観測井
21	中間保管・梱包施設
22	積替え施設
23	ペルコン
24	棧橋
25	日通の倉庫
26	処分地内道路
27	南斜面の見学者用の階段及び転落防止柵
28-1	橋梁式新設運搬路
28-2	新設運搬路
29	混合面ヤード
30	仮置ヤード
31	助剤置場



測量年月日	平成25年 4月 8日
座標系	世界測地系 IV 系
工事名	平成25年度 豊島廃棄物等処理事業 測量業務
図面名	平面図
縮尺	1:1000 図面番号
年月日	平成 25年 4月 8日
作業機関	応用地質 株式会社

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の今後の主な調査等の概要 (H29.7.9 改訂)

場所等	区 分		内 容	スケジュール				備 考	
				28 年度	29 年度	地下水浄化中	地下水浄化 確認後		
豊島	環境計測	水質	沈砂池 1	放流の都度実施 (年 1 回は全項目)	○	○	○	対象施設撤去又は 供用停止まで	
			沈砂池 2	年 4 回実施 (年 1 回は全項目)	○	○	○	対象施設撤去又は 供用停止まで	
			高度排水処理施設の排出口	年 1 回実施 (pH、COD、SS は連続)	○	○	○	対象施設撤去又は 供用停止まで	
			北揚水井	年 4 回実施	○	○	○	対象施設撤去又は 供用停止まで	
			貯留トレンチ	年 2 回実施	○	対象施設撤去又は 供用停止まで			
			高度排水処理施設の原水調整槽	月 1 回実施 (ニッケルのみ)	○	○	○	対象施設撤去又は 供用停止まで	
			凝集膜分離装置の排出口	処理対象水が変わる都度実施 (SS、ダ イキッ)	○	○	○	対象施設撤去又は 供用停止まで	
			活性炭吸着塔の排出口	稼働中に 1 回実施 (COD、pH)	○	○	○	対象施設撤去又は 供用停止まで	
			地下水	観測井等で定期的に水質調査を実施して地下水浄化状況を確認。地点により年 2~6 回実施	○	○	○	地下水浄化の 確認まで	
	大気汚染	敷地境界	年 1 回実施 (SPM, SO2, NOx, CO, 有害物質 等)	○					
	騒音	敷地境界	年 1 回実施	○					
	振動	敷地境界	年 1 回実施	○					
	悪臭	敷地境界	年 1 回実施	○					
	周辺環境 モニタリング	水質・底質	周辺地先海域	水質は年 4 回、底質は年 1 回実施	○	○	当分の間		
			海岸感潮域	水質は年 4 回、底質は年 1 回実施	○	○	当分の間		
			西揚水井	年 1 回実施	○	○	当分の間		
生態系		アマモ場・ガラモ場	藻類の繁茂状況等の確認調査	○			○	前回は 20 年度に実施	
専用棧橋 の点検	目視調査 潜水調査等	豊島棧橋	「港湾構造物の維持・補修マニュアル」に従って定期的に劣化・損傷状況を調査する。一般点検は 2 年に 1 回、詳細点検は 5 年に 1 回実施	○					
直島	環境計測	大気汚染	敷地境界	年 1 回実施 (SPM, SO2, NOx, CO, O _x 等)	○	○			
			煙突	年 6 回実施 (ばいじん, SO _x , NO _x , HCl 等) 年 2 回実施 (ダ イキッ類)	○	○			
		水質	雨水集水設備の排出口	年 1 回実施 (大雨が長く続き雨水を海域へ排出する場合)	○	○			
		騒音	敷地境界	必要に応じて適宜実施	○	○			
		振動	敷地境界	必要に応じて適宜実施	○	○			
	悪臭	敷地境界	必要に応じて適宜実施	○	○				
	周辺環境 モニタリング	大気汚染	最大着地点	年 1 回実施 (SPM, SO2, NOx, CO, 有害物質 等)	○	○			
		水質・底質	周辺地先海域	年 1 回実施	○	○			
土壌		最大着地点	数年に 1 回実施 (3 年を目安)	○					
専用棧橋 の点検	目視調査 潜水調査等	直島棧橋	「港湾構造物の維持・補修マニュアル」に従って定期的に劣化・損傷状況を調査する。一般点検は 2 年に 1 回、詳細点検は 5 年に 1 回実施	○					
海上 輸送	周辺環境 モニタリング	水質・底質	周辺海域	年 1 回実施	○				
溶融スラグ	性状の把握	品質試験	モルタルバー法 (年 2 回)、迅速法、化学法等	○	○				
	アルカリ骨材反応による劣化症状の確認	施工後 10 年以上経過したコンクリート構造物	外観調査、コア採取、コア外観観察等			現在、溶融スラグを使用した構造物のデータベースを作成中。調査対象構造物や調査頻度等は作成後に決定する。		これまで 25, 27 年度に実施	

平成29年度の委員会及び関連検討会の開催時期と主な審議・報告事項

1 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の開催時期と主な審議・報告事項

平成29年度のフォローアップ委員会は、今後、第2回目を9月頃、第3回目を3月頃に開催する予定を考えており、現時点で想定している主な審議・報告事項は、表1のとおりである。

なお、平成30年度以降は、年2回程度の開催を考えている。

表1 平成29年度のフォローアップ委員会の主な審議・報告事項

主な審議・報告事項		2回目	3回目
豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議結果		●	●
豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議結果		●	●
健康管理委員会の審議結果			●
副成物	溶融スラグの品質	●	
	構造物の長期モニタリング		○
トラブルと対策		○	○
環境計測、 周辺環境モニタリング	調査結果	●	●
	年度計画の作成		○
各種マニュアルの見直し		○	○
緊急時の報告		●	●
高度排水処理施設	定期整備計画		○
	整備結果	●	●

※ ○印は審議事項、●印は報告事項を示す。

2 関連検討会の開催時期と主な審議・報告事項

(1) 豊島処分地地下水・雨水等対策検討会

豊島処分地地下水・雨水等対策検討会については、平成29年度は、1回目を8月頃に開催することを考えているが、2回目以降は、これまでと同様、必要の都度、開催する。

現時点で想定している、平成29年度の主な審議・報告事項は次のとおりである。

- 地下水・雨水等対策の今後の進め方、具体的な対策の検討
- 地下水概況調査、詳細調査等の状況
- 地下水モニタリング調査の結果

(2) 豊島事業関連施設の撤去等検討会

豊島事業関連施設の撤去等検討会については、平成 29 年度は、先に掲げたつぼ掘り部の整地とトレンチドレーンの撤去等に関する検討を 7～8 月頃に実施する。さらに、11 月頃にも開催を考えているが、これまでと同様、必要があれば、回数を増やして開催する。

現時点で想定している、平成 29 年度の主な審議・報告事項は次のとおりである。

- つぼ掘り部の整地とトレンチドレーンの撤去等の検討
- 施設等の除染完了、又は撤去完了の確認及びその結果
- 坂出スラグステーションの撤去
- 専用栈橋の撤去
- 貯留トレンチ、水路等の撤去

(3) 健康管理委員会

健康管理委員会については、平成 29 年度は、6 月 14 日に 1 回目を開催しており、今後、2 月頃に 2 回目の開催を考えている。

現時点で想定している、平成 29 年度の主な審議・報告事項は次のとおりである。

- 作業環境測定結果
- 作業員の健康診断結果
- 施設等の除去・除染、解体・撤去時の作業現場巡視結果